

市第135号議案 神奈川区新子安一丁目所在土地と同所在市有土地との交換

1 趣旨

神奈川区新子安一丁目の民有地（以下、子安小学校という。）と同所在市有土地（以下、旧子安小学校の一部という。）との財産を交換します。

なお、土地交換にあたって土地所有者である三菱地所レジデンス株式会社（以下、M社という。）に交換差金（25億6,581万7,393円）を支払います。

2 これまでの経緯

平成24年2月 M社と子安小学校の土地交換協議を開始

平成27年3月 覚書を締結（旧子安小学校の一部と市有地での土地交換を前提）

平成27年4月 子安小学校での土地一時使用賃貸借契約を締結（平成30年2月更新）

平成30年9月 M社と子安小学校と旧子安小学校の一部との土地交換で協議が整う

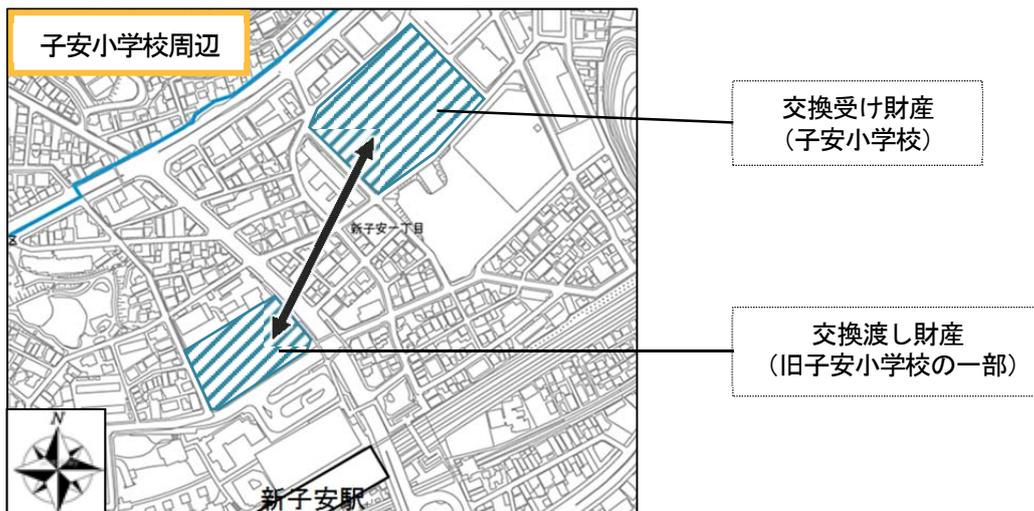
平成30年12月 平成30年市会第4回定例会において現年度補正予算議決

M社と土地交換仮契約を締結

3 交換土地

	所在	地積	評価額
交換受け財産	神奈川区新子安一丁目36番1	15,286.39 m ²	6,018,251,743円
交換渡し財産	神奈川区新子安一丁目24番3 及び24番4	7,424.59 m ²	3,452,434,350円
交換差金（受け財産－渡し財産）			2,565,817,393円

【参考】位置関係



4 今後のスケジュール

平成31年2月 議決により、土地交換仮契約が本契約として発効

平成31年3月 土地交換による所有権移転

土地一時使用賃貸借契約の締結（旧子安小学校の一部）

《借地期間：平成31年4月～32年3月》

平成32年3月 解体工事完了（土壌汚染、アスベスト対策を含む）、引渡し